

公共下水道

整備計画地区としては、施設集積の進んでいる市街地や近い将来確実に市街地となる地域（人口密集地域）を対象として、良好な生活環境を確保するために、衣浦東部流域下水道計画に整合させながら、積極的に事業整備を進めます。

浄化槽

整備計画地域としては、下水道対策とは異なつて個別で処理するものであり、住宅が散在している地域などに対応するものです。

市においても、公共下水道計画との調整を図りながら、下水道対策の見込みない地区について整備を進めます。

高浜市内の下水道事業認可区域以外の地域に専用住宅を建築される方で、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する場合、合併処理浄化槽設置整備補助金の制度があります。

2 廃油石けん製造機の貸出

家庭から出る廃食用油を直接排水に流さないようにするため、廃食用油リサイクル粉石けん製造機等貸出事業の活用を進めています。（貸し出しを希望する場合は、市民生活グループへ申し込んでください。）

3 浄化槽の維持管理

浄化槽は、法定検査、保守点検、

清掃の適正な維持管理を行なつことが法律で定められています。

下水道に接続している場合や合併処理浄化槽を設置している場合以外は、台所や風呂、洗濯で使われた水は、未処理のまま身近な側溝を経て、周辺の河川、水路などに放流され、最後には三河湾に流れ込み大きな問題になっています。このため、市では単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進しています。

問合せ先

市役所市民生活グループ
☎52-11111（内線265）



10月1日は「浄化槽の日」です

◆浄化槽にやさしく

浄化槽は、限られた容器の中で、微生物が汚物を食べて汚水を浄化しています。

次のことを守って、微生物が働きやすい環境を作りましょう。

①トイレトペーパーは、水に溶

けやすいものを使用してください。水に溶けにくいものを多量に使いすぎると汚泥量が多くなり、清掃の時期を早めることになり、不経済です。

②便器の掃除には、水やぬるま湯を使用してください。タイルの漂白剤、クレンジール、中性洗剤などを使用すると微生物を死滅させるなど、浄化槽に悪影響を与える場合があります。

③モーターを使用している浄化槽は、電源は切らないで常時運転してください。電源を切ると微生物を死滅させるなど、浄化機能に影響を及ぼすことがあります。

④浄化槽の放流水は、環境衛生上支障のないよう消毒することになっていきます。消毒薬は常に補充してください。

◆保守点検でリフレッシュ

定期的に点検することは、故障を早期発見し、清掃の時期を判断するうえで重要です。浄化槽の点検は、県知事の登録を受けた保守点検業者に委託してください。

◆年1回以上の清掃が必要です

浄化槽は、底に汚泥がたまりま

す。これをバキューム車で引き抜くことを清掃といえます。

清掃は、市長の許可を受けた業者

◆法定検査を受けましょう

浄化槽法による法定検査には、浄化槽を設置してから6～8か月の間に行なう7条検査（浄化槽が適正に設置されているかの確認や水質が適正に処理されているかの確認などを行なう検査）と浄化槽の設置後、毎年1回行なう11条検査（保守点検と清掃が適正に実施されているかの確認や浄化槽の機能が十分発揮されているかなどの確認を行なう検査）があります。

法定検査は、保守点検とは目的が異なりますので、保守点検業者と契約していても、愛知県知事が指定した検査機関による法定検査を受けなければなりません。

◆浄化槽の上にものを置かないでください

保守管理に支障を来たすことがありますので、浄化槽の上に荷物や車を置かないでください。

問合せ先

市役所上下水道グループ
☎52-11111（内線291・292）

清掃に関する連絡先

高浜衛生㈱
☎53-0516

法定検査に関する連絡先

財団法人中部微生物研究所
☎0533-76-2228